

●議場及び委員会室での写真撮影の取扱い

1 前提条件

【平成30年10月4日運営委員会決定】

- ・次の会議の一般傍聴を実施する（下線は新規）。
- 本会議、常任委員会、市会運営委員会、特別委員会（分科会含む）、予算・決算特別委員会（理事会、初委員会、総合審査、局別審査、採決）、全員協議会
- ・市政記者以外の「その他記者会所属記者」「政党新聞記者」の傍聴も認め、撮影については写真のみ包括許可とする。

【現行の規定（横浜市会傍聴規則等）】

- ・市会運営委員会申し合わせ・確認事項において、報道関係者の傍聴及び撮影について規定している。
- ・報道関係者席で傍聴することのできるものは、議長の認めた市政記者に限るとされている。
- ・一般傍聴者の撮影については、本会議及び予算・決算特別委員会の局別審査において、「許可なく撮影又は録音しないこと」とされている。

2 理事会協議結果（令和2年4月10日 運営理事会）

資料12-2のとおり

「新市庁舎移転に向けた議会運営等の検討」項目
議場及び委員会室での写真撮影の取扱いについて

継続協議となっている、「議場及び委員会室での写真撮影の取扱い」について、「横浜市政記者会・横浜ラジオテレビ記者会所属記者」は、現行通り、写真・動画撮影、録音を認め、撮影場所は記者席とします。

それ以外の写真・動画撮影、録音の取扱いは次の通りとします。

運用案

1 一般傍聴人

現行通り、写真・動画撮影、録音は認めず、傍聴場所は傍聴席とします。

2 政党新聞記者

写真・動画撮影、録音を認め、撮影場所は傍聴席とします。

3 次の団体に所属している記者

日本新聞協会会員社【129社】

日本専門新聞協会会員社【83社】

日本地方新聞協会会員社【23社】

日本民間放送連盟会員社【207社】

日本雑誌協会会員社【86社】

日本インターネット報道協会法人会員社【16社】

写真・動画撮影、録音を認め、撮影場所は傍聴席とします。

※上記2、3は、一般傍聴人と同様に傍聴受付を行います（定員を超えた場合は抽選）。

※　　〃　　受付時に許可申請書を提出の上、腕章を着用します。

※上記2の写真・動画撮影・録音は、会派や議員の活動を報告することを目的とし、委員会においては、当該委員会に所属する委員のみ依頼することができるものとします。

●電子機器の活用

1 現状

【平成12年5月18日運営委員会決定】

- ・委員会等の場での携帯電話の持ち込みを禁止とする
口頭の申し合わせとし、今後その旨を各会派で徹底する。
- ・審議・審査に臨む準備として、市のホームページ等で関係資料や
情報を閲覧したり、ダウンロードしている。
- ・当局の記者発表等、市政に関する情報提供もデータファイルで
提供されている。
- ・議場や委員会室での電子機器の使用が認められていないため、
審議・審査に必要な資料は紙媒体で持ち込んでいる。

2 理事会協議結果（令和2年4月10日 運営理事会）

(1) 電子機器の活用方針

議論の充実を図るため、議案等の審議・審査に必要な場合に限
り、関係資料等のデータファイルを保存している各自の電子機器
(以下、「機器」という)で、インターネット接続も含め、使用を
認める。

(2) 対象の機器及び対象の会議

ア 対象機器

パソコン、タブレット端末

イ 対象会議

運営委員会 常任委員会 特別委員会

予算・決算特別委員会※(注) 全員協議会※(注)

※(注) 常設委員会における効果等の検証を踏まえて活用を始める

(3) 使用のルール

機器の使用の目的に鑑み、使用の範囲や禁止事項を設ける。

ア 使用の範囲

- ・会議の議題に直接関係し、あらかじめ機器に保存している情報や資料の閲覧
- ・会議内容のメモ（写真撮影、録音、録画は除く）
- ・審査中にインターネットを利用する方法により、会議の議題に直接関係する情報又は資料を検索し、及び閲覧して議論を充実させること

イ 会議中の禁止事項

- ・着信音や操作音等の音を発生させること
- ・写真撮影、録音、録画
- ・メール送受信、SNS、電子掲示版等への投稿

(4) 委員長の措置

- ・委員会等の会議に秘密保持や必要があると認めるときは機器の使用の停止または中止させることができる。
- ・使用者に禁止事項や会議の妨害を認めた場合は、機器の使用を停止させることができる。

(5) 当局の機器の活用

議案等の審議・審査において、データファイル化した関係資料等が閲覧可能な YCAN に接続できる端末の使用を認める。

ア 使用の範囲

- ・会議の議題に直接関係する情報や資料の閲覧
- ・会議内容のメモ（写真撮影、録音、録画は除く）

(6) 今後の電子機器の活用

- ア 個人所有の機器による活用は令和2年第2回定例会より行い、対象の会議及び使用の範囲等について効果等を検証し、必要に応じて適宜協議する。
- イ 議会で使用する資料もクラウド上にデータファイル化し、機器からアクセスして審議・審査を可能とする仕組みを検討する。
- ウ 議会のペーパレス化については、本会議での取り組みを含めて調査・検討する。

新市庁舎移転に向けた議会運営等の検討（例規改正等）

1 趣旨

新市庁舎における傍聴の実施方法等について、これまでの協議結果を踏まえ、関係する例規等の改廃を行います。

また、委員会の傍聴に関する規定を整備するため、新たに横浜市会委員会傍聴規程を制定します。

2 制定・改廃する例規等

- (1) 横浜市会傍聴規則（改正） 資料15
- (2) 横浜市会委員会傍聴規程（制定） 資料16
- (3) 市会運営委員会申し合わせ・確認事項（改正） 資料17
- (4) 横浜市会インターネット中継に関する要綱（改正） 資料18
- (5) 横浜市会公聴会開催要綱（改正） 資料19
- (6) 横浜市会参考人意見聴取要綱（改正） 資料20
- (7) 横浜市会予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴に関する要綱（廃止）

※施行日は、議会機能が新市庁舎へ移転する令和2年5月25日とする。

3 制定・改正の主な内容

(1) 傍聴の実施方法

ア 各諸室の定員【本会議・委員会関係】

〔運営委員会決定（平成30年10月4日）〕

- ・本会議場（傍聴席） 216人（うち車椅子席8人）
- ・予算・決算特別委員会室（総合審査以外は会議室を間仕切る）
- ・総合審査 40人（うち車椅子席2人） 初委員会、局別審査、採決 30人（うち車椅子席2人）
- ・常任・特別委員会室・市会運営委員会室 各室 20人（うち車椅子席2人）

横浜市会傍聴規則

現 行	改正案
<p>（傍聴席の種別等）</p> <p>第2条</p> <p>2 一般席の定員は、<u>116人</u>（うち<u>車いす席</u>の定員は、<u>4人</u>）とする。</p>	<p>（傍聴席の種別等）</p> <p>第2条</p> <p>2 一般席の定員は、<u>216人</u>（うち<u>車椅子席</u>の定員は、<u>8人</u>）とする。</p>

横浜市会委員会傍聴規程

現 行	案（新規）
	<p>（傍聴席の種別等）</p> <p>第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。</p> <p>2 一般席の定員は、次に定めるとおりとする。</p> <p>（1）各委員会室及び運営委員会室 それぞれ20人（うち車椅子席の定員は、それぞれ2人）</p> <p>（2）大会議室 40人（うち車椅子席の定員は、2人）。ただし、室を仕切って使用する場合は、30人（うち車椅子席の定員は、2人）とする。</p>

イ 傍聴人の守るべき事項【本会議・委員会関係】

〔運営委員会決定（令和元年12月5日、令和2年1月10日）〕

- ・ポケットベルについては、例示上から削除する。
- ・議場及び委員会室の記者席に座る横浜市政記者会及び横浜ラジオ・テレビ記者会所属記者については、パソコン等の使用を可能とする。
- ・委員会等における傍聴人が守るべき事項等については、市会傍聴規則をもとに、例規を整備する。

横浜市会傍聴規則

現 行	改正案
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p><u>第8条</u> 傍聴人は静粛を旨とし、かつ、次の各号の事項を守らなければならぬ。</p> <p>(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。</p> <p>(2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(3) 携帯電話及び音の発生するポケットベル、電子手帳、パソコン等の情報通信機器は電源を切ること。<u>ただし、報道関係者は、議長の許可を得て、パソコン等に限り使用することができる。</u></p> <p>(4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。</p> <p>(5) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。</p> <p>(6) 許可なく撮影又は録音しないこと。</p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p><u>第7条</u> 傍聴人は静粛を旨とし、かつ、次の各号の事項を守らなければならぬ。</p> <p>(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。</p> <p>(2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。</p> <p>(4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。</p> <p>(5) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。</p> <p>(6) <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。</u></p>

	(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)
	<u>第8条 傍聴人は、一般席において写真、動画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長が許可した者については、この限りでない。</u>

横浜市会委員会傍聴規程

現 行	案(新規)
	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p><u>第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。</u> <u>(2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</u> <u>(3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。</u> <u>(4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。</u> <u>(5) 委員会における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。</u> <u>(6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。</u> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。</u></p> <p>(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p><u>第9条 傍聴人は、一般席において写真、動画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会が許可した者については、この限りでない。</u></p>

ウ 児童・乳幼児の傍聴【本会議関係】

〔運営委員会決定（平成30年10月4日）〕

- ・親子傍聴室の設置に伴い、児童及び乳幼児の傍聴について、議長の許可を得なくてもよいこととする。

横浜市会傍聴規則

現 行	改正案
(傍聴席に入ることのできない者) <u>第7条</u> 2 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができ ない。ただし、議長の許可を得た場合は、 この限りでない。</u>	(傍聴席に入ることのできない者) <u>第6条</u> 2 <u>(削除)</u>

工 傍聴手続き【委員会関係】

〔運営委員会決定（令和元年12月5日）〕

- ・常任・特別委員会、運営委員会等については、傍聴席数が限られる中で、公平性を担保する必要があることから、開会予定30分前の時点で定員を超えている場合は、現行の局別審査と同様に抽選による受付とする。

横浜市会委員会傍聴規程

現 行	案 (新規)
	<p><u>(傍聴証の交付の手続等)</u></p> <p><u>第4条</u></p> <p><u>4 一般傍聴証の交付は、委員会が開催される日に所定の場所において、当該委員会の開会予定時刻の30分前から先着順に当該委員会の終了まで行うものとする。ただし、当該委員会の開会予定時刻の30分前の時点において一般席で傍聴しようとする者（当該委員会を会派からの紹介により傍聴する者を含む。）の数が、当該委員会を開催する室の一般席の定員を超えている場合は、抽選により傍聴することができる者を決定し、一般傍聴証を交付するものとする。</u></p> <p><u>5 前項ただし書の規定にかかわらず、委員会を急きよ開催するなど、委員会開会の30分前に抽選を行うことが困難と認められる場合は、抽選によらず、先着順により一般傍聴証を交付するものとする。</u></p>

オ 運営理事会の公開・記録作成【委員会関係】

〔運営委員会決定（令和2年1月10日）〕

- ・現行どおり非公開とし、記録は作成しない。

市会運営委員会・申し合わせ確認事項

現 行	改正案
<p>予・決算特別委員会</p> <p>3 理事及び理事会について</p> <p>(1) 各委員会の理事については、それぞれ正副委員長及び交渉会派各1人とする。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人とする。</p> <p>(2) 各委員会の理事会は、相互の円滑な委員会運営を図るため、緊密な連絡を行う。</p>	<p>予・決算特別委員会</p> <p>3 理事及び理事会について</p> <p>(1) <u>予算・決算特別委員会に理事会を設けることとする。</u></p> <p>(2) 各委員会の理事については、それぞれ正副委員長及び交渉会派各1人とする。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人とする。</p> <p>(3) 各委員会の理事会は、相互の円滑な委員会運営を図るため、緊密な連絡を行うこととする。</p> <p>(4) <u>理事会は、傍聴を認めることとする。</u> <u>理事会の傍聴の取扱いに関しては、委員会と同様とする。</u></p>
<p>市会運営委員会</p> <p>3 市会運営委員会の理事について</p> <p>正副委員長のほかに各会派から1人の理事を出し、緊密な連絡と運営を図ることとする。</p>	<p>市会運営委員会</p> <p>3 <u>理事及び理事会について</u></p> <p>(1) <u>市会運営委員会に理事会を設けることとする。</u></p> <p>(2) <u>市会運営委員会の理事については、正副委員長及び交渉会派各1人とする。</u></p> <p>(3) <u>理事は緊密な連絡と運営を図ることとする。</u></p> <p>(4) <u>理事会は、非公開とする。</u></p>

**力 議場及び各委員会室、運営委員会室、大会議室での写真撮影等の取扱い【本会議・委員会
関係】**

〔運営理事会協議結果（令和2年4月10日）〕

「横浜市政記者会・横浜ラジオテレビ記者会所属記者」は、現行通り、写真・動画撮影、録音を認め、撮影場所は記者席とする。それ以外の写真・動画撮影、録音の取扱いは次の通りとする。

1 一般傍聴人

現行通り、写真・動画撮影、録音は認めず、傍聴場所は傍聴席とする。

2 政党新聞記者

写真・動画撮影、録音を認め、撮影場所は傍聴席とする。

3 次の団体に所属している記者

日本新聞協会会員社【129社】

日本専門新聞協会会員社【83社】

日本地方新聞協会会員社【23社】

日本民間放送連盟会員社【207社】

日本雑誌協会会員社【86社】

日本インターネット報道協会法人会員社【16社】

写真・動画撮影、録音を認め、撮影場所は傍聴席とする。

※上記2、3は、一般傍聴人と同様に傍聴受付を行う（定員を超えた場合は抽選）。

※ // 受付時に許可申請書を提出の上、腕章を着用する。

※上記2の写真・動画撮影・録音は、会派や議員の活動を報告することを目的とし、委員会においては、当該委員会に所属する委員のみ依頼することができるものとする。

市会運営委員会・申し合わせ確認事項

現 行	改正案
<p>その他</p> <p>10 報道関係者の傍聴及び撮影について 報道関係者の傍聴及び撮影について は、議員の改選の都度、市会運営委員会 において、次のとおり確認している。</p> <p>※別表</p>	<p>その他</p> <p>10 議場及び各委員会室、運営委員会室、 大会議室での写真撮影等の取扱いにつ いて</p> <p>別紙4</p>

《現行の別表》

市会運営委員会・申し合わせ確認事項

報道関係者の傍聴及び撮影について

会議名	横浜市政記者会・横浜 ラジオテレビ記者会 所属記者	その他記者会 所属記者	政党新聞記者
本会議		傍聴	傍聴 撮影 (写真のみ) 包括許可
予・決算 特別委員会		撮影 及び 録音	傍聴 不許可
全員協議会	傍聴	包括許可	
常任委員会			
予・決算特別 委員会理事会	包括許可	傍聴	傍聴
市会運営 委員会		委員会に申出 (先例は不許可)	委員会に申出 (先例は不許可)
特別委員会 (除く予・決算)			

※ 議場及び会議室における広報番組制作のための撮影及び録音は包括許可
上記以外については、その都度許否を決定する。

《改正案》

市会運営委員会・申し合わせ確認事項

別紙4

議場及び各委員会室、運営委員会室、大会議室での写真撮影等の取扱いについて

議場及び委員会室等での写真撮影等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 一般傍聴人

写真・動画撮影、録音は認めないこととする。

2 横浜市政記者会、横浜ラジオ・テレビ記者会所属記者

記者席において、写真・動画撮影、録音を認めることとする。

3 政党新聞記者

傍聴席において、写真・動画撮影、録音を許可することとする。

4 次の団体に所属している記者

日本新聞協会会員社、日本専門新聞協会会員社、日本地方新聞協会会員社、

日本民間放送連盟会員社、日本雑誌協会会員社、

日本インターネット報道協会法人会員社

傍聴席において、写真・動画撮影、録音を許可することとする。

※上記3・4は、一般傍聴人と同様に傍聴受付を行う（定員を超えた場合は抽選）。また、

受付時に許可申請書を提出の上、腕章を着用する。

※上記3の写真・動画撮影・録音は、会派や議員の活動を報告することを目的とし、委員会

においては、当該委員会に所属する委員のみ依頼することができるものとする。

(2) 予算・決算特別委員会におけるパネルの拡大表示の実施方法【委員会関係】

〔運営委員会決定（令和元年9月2日）〕

「予算・決算特別委員会におけるパネルの拡大表示の実施方法」（平成26年9月3日運営委員会決定）について、以下のとおり改正する。

（主な改正点）

- ・委員会室にスクリーン及びモニターを常設する。
- ・総合審査でも実施する。
- ・インターネット中継には、投影資料のデータを直接配信する。

市会運営委員会・申し合わせ確認事項

現 行	案（新規）
	<p>予・決算特別委員会 15 <u>パネルの拡大表示の実施方法について</u> 別紙3</p>

《案》

市会運営委員会・申し合わせ確認事項

別紙3

予算・決算特別委員会におけるパネルの拡大表示の実施方法について

- 1 委員は、質問を補完することを目的として、予算・決算特別委員会の総合審査及び局別審査において、委員長の許可を得て、図・表・写真等（静止画に限る）の資料をモニター及びスクリーンに表示することができる。
- 2 質問者の資料は、委員席向きと当局席向きに設置されたモニター及びスクリーンに投影する。
- 3 投影資料を使用する場合は、あらかじめ議会局書記とデータの準備や当日の投影の段取り等について打ち合わせ、質問通告時にどの項目で使用するか記載する。電子データは、パワーポイントなどスライド表示できる形式で原則委員が作成し、質問通告の期限までに担当書記に提出する。
- 4 委員は、著作権や個人情報の保護、公序良俗に反しないかなどに十分配慮するなど、投影資料の内容について責任を負う。疑義があるときは、その取扱いは正副委員長の判断による。
- 5 投影する際には、委員会記録を読んだ際に状況が伝わるよう、資料の内容を説明するよう努める。
- 6 投影資料は、従来どおり委員会記録には掲載しない。
- 7 投影資料の送り・戻し等の操作は、委員が行う。インターネット中継では、委員の口頭による合図から10秒程度、投影資料のデータを配信し、その後委員を映す手順を基本に、適宜配信する。

(3) インターネット中継の実施方法【本会議・委員会関係】

〔運営委員会（平成30年7月10日、令和元年9月2日）〕

- ・（本会議）押しボタンを用いた投票の採決結果を中継画面に表示する
- ・（常任・特別委員会等）現行のピクチャーインピクチャー方式から、委員側を映すカメラと当局側を映すカメラを、発言に合わせて交互に切り替える等

横浜市会インターネット中継に関する要綱

（画像、テロップ等）

第4条 インターネット中継の画像（以下「中継画像」という。）及びテロップの表示は、別表に掲げるとおりとする。

《現行の別表》

別表（第4条第1項）

	画像	テロップの表示
本会議	議長、質問者及び答弁者、質問者が自席から登壇する様子並びに議場の全景を撮影する。	①議員については、氏名、会派名及び選出区を表示する。 ②議長、委員長等については、氏名及び役職名を表示する。 ③市長、副市長等の特別職については、氏名及び役職名を表示する。 ④③に規定する特別職以外の当局答弁者については、本会議にあっては役職名を表示するものとし、予算特別委員会及び決算特別委員会にあっては役職名又は「当局答弁」と表示する。
予算特別委員会及び決算特別委員会	委員長、質問者及び答弁者並びに委員会室の全景を撮影する。	
全員協議会	議長、質問者及び答弁者並びに委員会室の全景を撮影する。	
常任委員会、特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く）、特別委員会が設置する理事会及び市会運営委員会	各委員会室2台の固定カメラによる分割画面で表示する。	表示しない。

《改正案》

別表（第4条第1項）

	画像	テロップの表示
本会議	議長、質問者及び答弁者、質問者が自席から登壇する様子、 <u>押しボタンを用いた投票の採決結果並びに議場の全景を表示する。</u>	①議員については、氏名、会派名及び選出区を表示する。 ②議長、委員長等については、氏名及び役職名を表示する。 ③市長、副市長等の特別職については、氏名及び役職名を表示する。 ④③に規定する特別職以外の当局答弁者については、本会議にあっては役職名を表示するものとし、予算特別委員会及び決算特別委員会にあっては役職名又は「当局答弁」と表示する。
予算特別委員会及び決算特別委員会	委員長、質問者及び答弁者、質問者が使用する投影資料並びに委員会を開催する室の全景を表示する。	
全員協議会	議長、質問者及び答弁者並びに委員会を開催する室の全景を表示する。	
常任委員会、特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。）、理事会、分科会及び市会運営委員会	委員席及び当局席、説明者が使用する投影資料並びに委員会を開催する室の全景を表示する。	表示しない。

横浜市会傍聴規則の一部改正案（新旧対照表）

(下線は改正部分)

現 行	改正案
(傍聴の手続)	(傍聴の手続)
第1条 会議を傍聴しようとする者は、別記様式による傍聴券又は傍聴証に所定事項を記入の上、係員に提示しその指示を受けて傍聴席に入らなければならない。	第1条 会議を傍聴しようとする者は、別記様式による傍聴券又は傍聴証に所定事項を記入の上、係員に提示しその指示を受けて傍聴席に入らなければならない。
(傍聴席の種別等)	(傍聴席の種別等)
第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。	第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。
2 一般席の定員は、 <u>116人</u> (うち車いす席の定員は、 <u>4人</u>) とする。	2 一般席の定員は、 <u>216人</u> (うち車椅子席の定員は、 <u>8人</u>) とする。 3 前2項に定めるもののほか、親子その他 <u>の者が傍聴するため</u> に使用する親子傍聴室を設け、その運用方法については、議長が別に定める。 4 記者席で傍聴することのできる者は、議長の認めた市政記者に限る。
(一般席の傍聴)	(一般席での傍聴)
第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日、議会局で傍聴券交付申請簿に住所、 <u>氏名</u> 、 <u>年齢</u> を記入し、一般傍聴券の交付を受け、若しくは議長の承認又は議員の紹介により特別傍聴券の交付を受けなければならぬ。	第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日、議会局で傍聴券交付申請簿に住所及び <u>氏名</u> を記入し、一般傍聴券の交付を受け、若しくは議長の承認又は議員の紹介により特別傍聴券の交付を受けなければならぬ。
2 特別傍聴券は会議日ごとに議員1人につき1枚を限り議員の請求により議長が発行する。	2 特別傍聴券は会議日ごとに議員1人につき1枚を限り議員の請求により議長が発行する。 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
(報道関係者席の傍聴)	
第4条 報道関係者席で傍聴することのできる者は、議長の認めた市政記者に限る。	第4条 (削除)

<p>(傍聴証の交付)</p> <p>第5条 議長は、<u>市政記者及び必要と認めた者</u>に対し、傍聴証を交付することができる。</p>	<p>(傍聴証の交付)</p> <p>第4条 議長は、必要と認めた者に対し、傍聴証を交付することができる。</p>
<p>(学生、生徒、児童等の団体の傍聴)</p> <p>第6条 学生、生徒、児童等の団体傍聴については、その統率者があらかじめ議長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(学生、生徒、児童等の団体の傍聴)</p> <p>第5条 学生、生徒、児童等の団体傍聴については、その統率者があらかじめ議長の許可を受けなければならない。</p>
<p>(傍聴席に入ることのできない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物を携帯すると思われる者 (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者 (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者 (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者 (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 	<p>(傍聴席に入ることのできない者)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物を携帯すると思われる者 (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者 (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者 (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者 (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
<p><u>2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>2</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第8条 傍聴人は静粛を旨とし、かつ、次の各号の事項を守らなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。 (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (3) <u>携帯電話及び音の発生するポケットベル、電子手帳、パソコン等の情報通信機器は電源を切ること。</u>ただし、報道関係者は、議長の許可を得て、パソコン等に 	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第7条 傍聴人は静粛を旨とし、かつ、次の各号の事項を守らなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。 (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。 (3) <u>携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。</u>

限り使用することができる。

- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
- (6) 許可なく撮影又は録音しないこと。

- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、一般席において写真、動画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長が許可した者については、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

3 議長は、必要と認めたときは、警察官に処置を求めることができる。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

3 議長は、必要と認めたときは、警察官に処置を求めることができる。

	<p><u>(傍聴人の退場)</u></p> <p><u>第11条</u> 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。</p>
(議場立入の禁止)	<p><u>(議場立入の禁止)</u></p> <p><u>第12条</u> 傍聴人は、いかなる理由があつても議場に入ることができない。</p>
(合理的な配慮を必要とする者への対応)	<p>(合理的な配慮を必要とする者への対応)</p> <p><u>第11条</u> 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の理念にのっとり、会議を傍聴しようとする者であつて、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。</p>
(議長のとる臨機の処置)	<p>(議長のとる臨機の処置)</p> <p><u>第12条</u> この規則に規定しないものであつても議長が必要と認めたときは、臨機の処置をとることができる。</p>
	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、<u>令和2年5月25日</u>から施行する。</p>

1 一般傍聴券様式
(表)

第 号
一般 傍 聽 券
傍聴人住所
氏名
横 浜 市 会

(裏)

傍聴される方へ

- 1 傍聴券には住所、氏名を記入してください。
- 2 入場の際は傍聴席入口の係員に傍聴券をお示しください。
- 3 傍聴される方は議場に入ることはできません。
- 4 酒気を帯びている方、その他秩序を保持するため必要があると認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 5 傍聴席では次の事項をお守りください。
 - (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
 - (2) はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話類及びパソコンなどの情報通信機器は電源を切ること。ただし、報道関係者は、議長の許可を得て、パソコンなどに限り使用することができます。
 - (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。

1 一般傍聴券様式
(表)

第 号
一般 傍 聽 券
傍聴人住所
氏名
横 浜 市 会

(裏)

傍聴される方へ

- 1 傍聴券には住所、氏名を記入してください。
- 2 入場の際は傍聴席入口の係員に傍聴券をお示しください。
- 3 傍聴される方は議場に入ることはできません。
- 4 酒気を帯びている方、その他秩序を保持するため必要があると認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 5 傍聴席では次の事項をお守りください。
 - (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
 - (2) はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコンなどの情報通信機器は電源を切ること。
 - (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。

- (5) 議場の言論に対し発言し、拍手などの行為をしないこと。
 (6) 許可なく撮影又は録音しないこと。

6 この傍聴券は、傍聴される間、所持し、退場の際は係員にお返しください。

2 特別傍聴券様式

(表)

★	第 号	★
特 別 傍 聽 券		
傍聴人住所		
氏名		
紹介議員		
横 浜 市 会		
★		★

(裏)

傍聴される方へ

- 1 傍聴券には住所、氏名を記入してください。
- 2 入場の際は傍聴席入口の係員に傍聴券をお示しください。
- 3 傍聴される方は議場に入ることはできません。
- 4 酒気を帯びている方、その他秩序を保持するため必要があると認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 5 傍聴席では次の事項をお守りください。
 - (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
 - (2) はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。

- (5) 議場の言論に対し発言し、拍手などの行為をしないこと。
 (6) 摄影又は録音等をしないこと。

6 この傍聴券は、傍聴される間、所持し、退場の際は係員にお返しください。

2 特別傍聴券様式

(表)

★	第 号	★
特 別 傍 聽 券		
傍聴人住所		
氏名		
紹介議員		
横 浜 市 会		
★		★

(裏)

傍聴される方へ

- 1 傍聴券には住所、氏名を記入してください。
- 2 入場の際は傍聴席入口の係員に傍聴券をお示しください。
- 3 傍聴される方は議場に入ることはできません。
- 4 酒気を帯びている方、その他秩序を保持するため必要があると認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 5 傍聴席では次の事項をお守りください。
 - (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
 - (2) はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話類及びパソコンなどの情報通信機器は電源を切ること。ただし、報道関係者は、議長の許可を得て、パソコンなどに限り使用することができます。

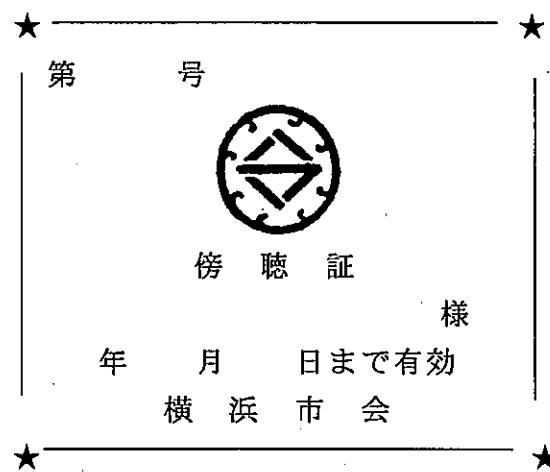
(4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。

(5) 議場の言論に対し発言し、拍手などの行為をしないこと。

(6) 許可なく撮影又は録音しないこと。

6 この傍聴券は、傍聴される間、所持し、退場の際は係員にお返しください。

3 傍聴証様式



(3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコンなどの情報通信機器は電源を切ること。

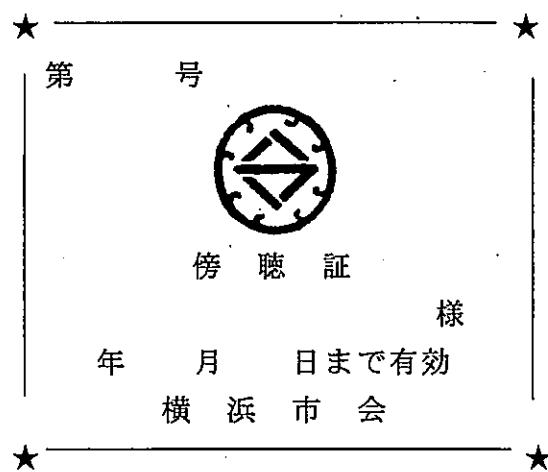
(4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。

(5) 議場の言論に対し発言し、拍手などの行為をしないこと。

(6) 撮影又は録音等をしないこと。

6 この傍聴券は、傍聴される間、所持し、退場の際は係員にお返しください。

3 傍聴証様式



横浜市会委員会傍聴規程

制 定 令和2年 月 日

（趣旨）

第1条 この規程は、横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。）第13条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関する必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の種別等）

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

2 一般席の定員は、次に定めるとおりとする。

- (1) 各委員会室及び運営委員会室 それぞれ20人（うち車椅子席の定員は、それぞれ2人）
- (2) 大会議室 40人（うち車椅子席の定員は、2人）。ただし、室を仕切つて使用する場合は、30人（うち車椅子席の定員は、2人）とする。

3 記者席で傍聴することのできる者は、横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）第2条第4項に規定する市政記者とする。

（傍聴の手続）

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、次条の規定により傍聴証の交付を受け、係員に提示しその指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

（傍聴証の交付の手続等）

第4条 一般席で傍聴しようとする者は、傍聴しようとする委員会が開催される日に、一般傍聴申込書（第1号様式）に住所、氏名及び傍聴を希望する委員会名を記載し、一般傍聴証（第2号様式）の交付を受けなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、会派からの紹介により傍聴しようとする者は、

会派紹介傍聴申込書(第3号様式)に住所、氏名その他必要な事項を記載し、傍聴しようとする委員会の開催予定日の前日(その日が横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その前の平日(同項に規定する休日以外の日をいう。))までに会派紹介傍聴証(第4号様式)の交付を受けなければならない。

- 3 前項の規定により交付する会派紹介傍聴証は、委員会ごとに各会派1枚に限るものとする。
- 4 一般傍聴証の交付は、委員会が開催される日に所定の場所において、当該委員会の開会予定時刻の30分前から先着順に当該委員会の終了まで行うものとする。ただし、当該委員会の開会予定時刻の30分前の時点において一般席で傍聴しようとする者(当該委員会を会派からの紹介により傍聴する者を含む。)の数が、当該委員会を開催する室の一般席の定員を超えている場合は、抽選により傍聴することができる者を決定し、一般傍聴証を交付するものとする。
- 5 前項ただし書の規定にかかわらず、委員会を急きよ開催するなど、委員会開会の30分前に抽選を行うことが困難と認められる場合は、抽選によらず、先着順により一般傍聴証を交付するものとする。
- 6 同じ日に2つ以上の委員会の傍聴をしようとする者は、委員会ごとに傍聴証の交付を受けなければならない。ただし、先に傍聴した委員会の傍聴証を返還した後でなければ、新たな傍聴証の交付は受けられないものとする。
- 7 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証の着用)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証を見やすい箇所に着用しなければならない。

(傍聴証の返還)

第6条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、

傍聴証を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

第7条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者
- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
 - (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (3) 携帯電話その他音の発生する機器及びパソコン等の情報通信機器は電源を切ること。
 - (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
 - (5) 委員会における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、記者席では、携帯電話及びパソコン等の情報通信機器を使用することができる。ただし、携帯電話等における通話については、この限りでない。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、一般席において写真、動画等の撮影又は録音等をしてはならぬ

い。ただし、特に委員会が許可した者については、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、条例第13条第2項の規定に基づき、退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、条例第13条の2の規定により秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(合理的な配慮を必要とする者への対応)

第13条 委員長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の理念にのっとり、委員会を傍聴しようとする者であって、合理的な配慮を必要とするものに対して、適切な対応を行うものとする。

(委員長のとる臨機の処置)

第14条 この規程に規定しないものであっても委員長が必要と認めたときは、臨機の処置をとることができる。

附 則

この規程は、令和2年5月25日から施行する。

第1号様式（第4条第1項）

整理番号 _____

交付番号 _____

一般傍聴申込書

傍聴希望委員会名

傍聴人住所

氏名

年　月　日

上記のとおり申し込みます。

※受付時間は、委員会開会予定時刻の30分前からとなります。受付開始時に定員を超過している場合は、抽選となります。

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

第2号様式（第4条第1項）

交付番号 _____

一 般 傍 聽 証

委員会

(縦52ミリメートル×横94ミリメートル)

第3号様式（第4条第2項）

整理番号 _____

交付番号 _____

会派紹介傍聴申込書

傍聴希望委員会名

傍聴人住所

氏名

紹介会派名

会派代表者氏名

印

年 月 日

上記のとおり申し込みます。

(縦109ミリメートル×横163ミリメートル)

第4号様式（第4条第2項）

交付番号 _____

会派紹介傍聴証

委員会

(縦52ミリメートル×横94ミリメートル)

市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正案（新旧対照表）

(下線は改正部分)

現 行	改正案
本会議	本会議
7 <u>会派（無所属を含む。）によるVTR撮影について</u> 会派（無所属及び政党機関紙を含む。）によるVTR撮影は市会の運営等を考え、許可することは適当でない。	7 (削除)
予・決算特別委員会	予・決算特別委員会
3 理事及び理事会について (1) 各委員会の理事については、それぞれ正副委員長及び交渉会派各1人とする。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人とする。 (2) 各委員会の理事会は、相互の円滑な委員会運営を図るため、緊密な連絡を行う。	3 理事及び理事会について (1) <u>予算・決算特別委員会に理事会を設けることとする。</u> (2) 各委員会の理事については、それぞれ正副委員長及び交渉会派各1人とする。ただし、所属議員が25人以上の会派は2人とする。 (3) 各委員会の理事会は、相互の円滑な委員会運営を図るため、緊密な連絡を行うこととする。 (4) <u>理事会は、傍聴を認めることとする。</u> <u>理事会の傍聴の取扱いに関しては、委員会と同様とする。</u>
補正予算特別委員会	補正予算特別委員会
2 予・決算特別委員会の1から6まで及び8から11までの規定については、補正予算特別委員会について準用する。	2 予・決算特別委員会の1から6まで、8から11まで及び13から15までの規定については、補正予算特別委員会について準用する。

市会運営委員会

3 市会運営委員会の理事について
正副委員長のほかに各会派から1人の理事を出し、緊密な連絡と運営を図ることとする。

その他

10 報道関係者の傍聴及び撮影について
報道関係者の傍聴及び撮影について
は、議員の改選の都度、市会運営委員会において、次のとおり確認している。

市会運営委員会

3 理事及び理事会について
(1) 市会運営委員会に理事会を設けることとする。
(2) 市会運営委員会の理事については、正副委員長及び交渉会派各1人とする。
(3) 理事は緊密な連絡と運営を図ることとする。
(4) 理事会は、非公開とする。

その他

10 議場及び各委員会室、運営委員会室、大会議室での写真撮影等の取扱いについて

別紙4

上記の一部改正は、令和2年5月25日から適用する。

別紙3

予算・決算特別委員会におけるパネルの拡大表示の実施方法について

- 1 委員は、質問を補完することを目的として、予算・決算特別委員会の総合審査及び局別審査において、委員長の許可を得て、図・表・写真等（静止画に限る）の資料をモニター及びスクリーンに表示することができる。
- 2 質問者の資料は、委員席向きと当局席向きに設置されたモニター及びスクリーンに投影する。
- 3 投影資料を使用する場合は、あらかじめ議会局書記とデータの準備や当日の投影の段取り等について打ち合わせ、質問通告時にどの項目で使用するか記載する。電子データは、パワーポイントなどスライド表示できる形式で原則委員が作成し、質問通告の期限までに担当書記に提出する。
- 4 委員は、著作権や個人情報の保護、公序良俗に反しないかなどに十分配慮するなど、投影資料の内容について責任を負う。疑義があるときは、その取扱いは正副委員長の判断による。
- 5 投影する際には、委員会記録を読んだ際に状況が伝わるよう、資料の内容を説明するよう努める。
- 6 投影資料は、従来どおり議事録には掲載しない。
- 7 投影資料の送り・戻し等の操作は、委員が行う。インターネット中継では、委員の口頭による合図から10秒程度、投影資料のデータを配信し、その後委員を映す手順を基本に、適宜配信する。

別紙4

議場及び各委員会室、運営委員会室、大会議室での写真撮影等の取扱いについて

議場及び委員会室等での写真撮影等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 一般傍聴人

写真・動画撮影、録音は認めないこととする。

2 横浜市政記者会、横浜ラジオ・テレビ記者会所属記者

記者席において、写真・動画撮影、録音を認めることとする。

3 政党新聞記者

傍聴席において、写真・動画撮影、録音を許可することとする。

4 次の団体に所属している記者

日本新聞協会会員社、日本専門新聞協会会員社、日本地方新聞協会会員社、
日本民間放送連盟会員社、日本雑誌協会会員社、
日本インターネット報道協会法人会員社

傍聴席において、写真・動画撮影、録音を許可することとする。

※上記3・4は、一般傍聴人と同様に傍聴受付を行う（定員を超えた場合は抽選）。

また、受付時に許可申請書を提出の上、腕章を着用する。

※上記3の写真・動画撮影・録音は、会派や議員の活動を報告することを目的とし、
委員会においては、当該委員会に所属する委員のみ依頼することができるものとす
る。

横浜市会インターネット中継に関する要綱の一部改正案（新旧対照表）

(下線は改正部分)

現 行	改正案
<p>(中継する会議)</p> <p>第2条 インターネット中継を行う会議は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 特別委員会 <u>(理事会を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(5) 全員協議会</p>	<p>(中継する会議)</p> <p>第2条 インターネット中継を行う会議は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 特別委員会</p> <p>(5) <u>特別委員会が設置する理事会（以下「理事会」という。）</u></p> <p>(6) <u>特別委員会が設置する分科会（以下「分科会」という。）</u></p> <p>(7) <u>全員協議会</u></p>
<p>(録画中継の掲載期間)</p> <p>第5条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 録画中継の掲載開始日から起算して12年を経過したときは、当該録画中継のホームページへの掲載を終了するものとする。この場合において、次の各号に掲げる会議の録画中継については、当該各号に定める期間ごとに当該期間分の掲載を一括して終了するものとする。</p> <p>(1) 本会議並びに常任委員会、市会運営委員会、特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。）及び全員協議会（以下「常任委員会等」という。）(定例会の会期中に開催されたものに限る。) 当該本会議又は常任委員会等が開催された会期</p> <p>(2) 常任委員会等（定例会が閉会中の期間に開催されたものに限る。）当該常任委員会等が開催された閉会中の期間</p> <p>(3) 予算特別委員会及び決算特別委員会 当該特別委員会が開催された年</p>	<p>(録画中継の掲載期間)</p> <p>第5条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 録画中継の掲載開始日から起算して12年を経過したときは、当該録画中継のホームページへの掲載を終了するものとする。この場合において、次の各号に掲げる会議の録画中継については、当該各号に定める期間ごとに当該期間分の掲載を一括して終了するものとする。</p> <p>(1) 本会議並びに常任委員会 <u>(分科会を含む。)</u>、市会運営委員会、特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除き、<u>分科会を含む。</u>）及び全員協議会（以下「常任委員会等」という。）(定例会の会期中に開催されたものに限る。) 当該本会議又は常任委員会等が開催された会期</p> <p>(2) 常任委員会等（定例会が閉会中の期間に開催されたものに限る。）当該常任委員会等が開催された閉会中の期間</p> <p>(3) 予算特別委員会及び決算特別委員会 <u>(理事会を含む。)</u> 当該特別委員会が開催された年</p>

(著作権、リンク等)

第6条 (第1項省略)

2 インターネット中継に係るホームページへのリンクの設定を行おうとする者は、議会局長に届け出るものとする。

3 インターネット中継による個々の情報は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び横浜市会会議規則(昭和43年5月横浜市会規則第1号)に定める会議録並びに横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号)に定める委員会記録とはならない旨をホームページに明示する。

(インターネット中継の中止等)

第7条 (第1項省略)

2 常任委員会、市会運営委員会又は特別委員会の委員長は、必要やむを得ないと認めるときは、当該各委員会に係るインターネット中継を中止することができる。

別表 (第4条第1項)

	画像	テロップの表示
本会議	議長、質問者及び答弁者、質問者が自席から登壇する様子並びに議場の全景を撮影する。	①議員については、氏名、会派名及び選出区を表示する。 ②議長、委員長等については、氏名及び役職名を表示する。

(著作権、リンク等)

第6条 (第1項省略)

削除

2 インターネット中継による個々の情報は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び横浜市会会議規則(昭和43年5月横浜市会規則第1号)に定める会議録並びに横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号)に定める委員会記録とはならない旨をホームページに明示する。

(インターネット中継の中止等)

第7条 (第1項省略)

2 常任委員会、市会運営委員会若しくは特別委員会(理事会を含む。)の委員長又は分科会の主査は、必要やむを得ないと認めるときは、当該各委員会に係るインターネット中継を中止することができる。

別表 (第4条第1項)

	画像	テロップの表示
本会議	議長、質問者及び答弁者、質問者が自席から登壇する様子、押しボタンを用いた投票の採決結果並びに議場の全景を表示する。	①議員については、氏名、会派名及び選出区を表示する。 ②議長、委員長等については、氏名及び役職名を表示する。

予算特別委員会及び決算特別委員会	委員長、質問者及び答弁者並びに委員会室の全景を撮影する。	③市長、副市長等の特別職については、氏名及び役職名を表示する。 ④③に規定する特別職以外の当局答弁者については、本会議にあっては役職名を表示するものとし、予算特別委員会及び決算特別委員会にあっては役職名又は「当局答弁」と表示する。	予算特別委員会及び決算特別委員会	委員長、質問者及び答弁者、質問者が使用する投影資料並びに委員会を開催する室の全景を表示する。	③市長、副市長等の特別職については、氏名及び役職名を表示する。 ④③に規定する特別職以外の当局答弁者については、本会議にあっては役職名を表示するものとし、予算特別委員会及び決算特別委員会にあっては役職名又は「当局答弁」と表示する。
全員協議会	議長、質問者及び答弁者並びに委員会室の全景を撮影する。	議長、質問者及び答弁者並びに委員会室の全景を表示する。	全員協議会	議長、質問者及び答弁者並びに委員会を開催する室の全景を表示する。	議長、質問者及び答弁者並びに委員会を開催する室の全景を表示する。
常任委員会、特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く）、 <u>特別委員会が設置する理事会及び市会運営委員会</u>	<u>各委員会室2台の固定カメラによる分割画面で表示する。</u>	表示しない。	常任委員会、特別委員会（予算特別委員会及び決算特別委員会を除く。）、理事会、分科会及び市会運営委員会	<u>委員席及び当局席、説明者が使用する投影資料並びに委員会を開催する室の全景を表示する。</u>	表示しない。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

横浜市会公聴会開催要綱の一部改正案（新旧対照表）

(下線は改正部分)

現 行	改正案
<p>横浜市会（以下「市会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）において公聴会を開催しようとするとき並びに常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）が公聴会を開催しようとするときは、法令又は条例<u>若しくは規則</u>に定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>3 (12) 傍聴の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>ア 一般傍聴者は、一般傍聴席において傍聴することができる。</p> <p>イ 報道関係者は、記者席において傍聴することができる。</p> <p>ウ 委員会にあっては、当該委員会の委員以外の議員は、別に設ける特別傍聴席において傍聴することができる。</p> <p>(13) 議長又は委員長は、公聴会の運営上必要と認めた場合は、一般傍聴者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(14) 委員会の傍聴については、横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）を準用する。</p>	<p>横浜市会（以下「市会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）において公聴会を開催しようとするとき並びに常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）が公聴会を開催しようとするときは、法令又は条例、<u>規則若しくは規程</u>に定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>3 (12) から (14) まで削除</p>

附 則この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

(様式 2)

横浜市会告示第 号

横浜市会は、次の要領により公聴会を開催しますので、意見を述べようとする方は申し出てください。

年 月 日

横浜市會議長

印

1 案 件 について

2 日 時 年 月 日 午前（後） 時

3 場 所 横浜市會議事堂

4 申出方法 ~~横浜市中区港町1丁目1番地、横浜市中区本町6丁目50番地の10、~~ 横浜市會議長宛てに住所、氏名、職業及び年齢を明記の上、意見を述べようとする理由（公聴会の公述人として真に利害関係を有する者であることの理由）及び案件に対する賛否を文書で申し出てください。

5 申出期限 年 月 日

6 公述人の選定及び通知

公聴会で意見を述べていただく方は申し出られた方のうちから横浜市会が決定の上通知します。

なお、この公聴会についての問い合わせは、横浜市會議会局（電話) までお申し出ください。

(様式3)

横浜市会告示第 号

横浜市会 委員会は、次の要領により公聴会を開催しますので、意見を述べようとする方は申し出てください。

年 月 日

横浜市會議長

印

1 案 件 について

2 日 時 年 月 日午前（後） 時

3 場 所 横浜市會議事堂

4 申出方法 横浜市中区港町1丁目1番地、横浜市中区本町6丁目50番地の10、横浜市会 委員会委員長宛てに住所、氏名、職業及び年齢を明記の上、意見を述べようとする理由（公聴会の公述人として真に利害関係を有する者であることの理由）及び案件に対する賛否を文書で申し出てください。

5 申出期限 年 月 日

6 公述人の選定及び通知

公聴会で意見を述べていただく方は申し出られた方のうちから

委員会が決定の上通知します。

なお、この公聴会についての問い合わせは、横浜市會議会局（電話
）までお申し出ください。

横浜市会参考人意見聴取要綱の一部改正案（新旧対照表）

(下線は改正部分)

現 行	改正案
<p>横浜市会（以下「市会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）において参考人の意見を聴取しようとするとき並びに常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）が、参考人の意見を聴取しようとするときは、法令又は<u>条例若しくは規則</u>に定めのあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>以下省略</p>	<p>横浜市会（以下「市会」という。）の会議（以下単に「会議」という。）において参考人の意見を聴取しようとするとき並びに常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）が、参考人の意見を聴取しようとするときは、法令又は<u>条例、規則若しくは規程</u>に定めがある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>以下省略</p>
	<p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和2年5月25日から施行する。</u></p>